

【令和４・５・６年度の物品入札参加者等の登録申請について】

田辺市が発注する、物品（食料品を除く。）及び役務等（警備・物品賃貸・集団健康診査など）の業務を受注しようとする事業者は、物品入札参加者等としての登録が必要です。登録を希望される事業者は、下記事項に留意の上、必ず期限までに申請書に必要書類を添付して提出してください。

記

【申請資格】

1. 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
2. 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
3. 国税を完納していること。市内業者又は田辺市内に受任営業所等を有する業者については、国税及び田辺市税を完納していること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等による徴収猶予等の措置を受けている場合は、この限りでない。
4. 営業許可や開業届等を必要とするものについては、当該許可等を有する者であること。
5. 申請年の申請日を基準として、同種の営業を引続き2年以上営んでいる者であること。
（組織変更、合併等の事情により同種の営業を引続き2年以上営んでいる者と同様の事情と認められる者も含む。）
6. 営業種目が役務・委託（Z**）で、田辺市内に支店・営業所等で登録する場合は、申請年の申請日を基準として、田辺市内に支店・営業所等を設立・開設してから1年以上経過していること。（本店・本社は上記5の条件必須です。）
7. 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者が経営又は運営に関与していないこと。

【受付期間】

令和4年2月1日（火）から令和4年2月28日（月）まで【当日消印有効】

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

（土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。）

【受付場所】

〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 3階 契約課

電話（0739）26-9964（契約課直通）

（龍神・大塔・中辺路・本宮各行政局総務課でも受付します。（行政局では、持参のみ受付））

【受付方法】

郵送又は持参。なお、書類不備の場合は、受付できませんのでご注意ください。

【提出書類①～⑫】

法人の場合	個人の場合
①物品入札参加者等登録申請書（P. 1～8） 〔市指定用紙〕	①物品入札参加者等登録申請書（P. 1～8） 〔市指定用紙〕
②納税証明書（田辺市税）【市内業者又は田辺市内に受任営業所等を有する業者のみ】 ―市税完納証明書― 田辺市役所、各行政局で発行 〔法人市民税、固定資産税、軽自動車税等、すべての市税に未納がない旨の証明〕（備考欄に「ただし、徴収猶予中のものを除く」旨の文言があるものも可とする。） ※ 課税ゼロの場合は、その旨の証明が必要です。 ※ <u>田辺市では、納税証明を取得する際に本人確認のため運転免許証・保険証・マイナンバーカード（個人番号カード）等を提示していただく必要があります。代理人の方が来られる場合は、委任状と代理人の方の本人確認のための運転免許証・保険証・マイナンバーカード（個人番号カード）等が必要です。</u> ※ 金融機関窓口等で最近納付した市税がある場合は、その際の領収書を「完納証明」申請時にお持ちください。（金融機関等で納付した場合、市役所で反映されるまでに多少の時間を要することがあるためです。） （申請日以前3ヵ月以内に発行したものに限る。） ＜写し可＞	②納税証明書（田辺市税）【市内業者のみ】 ―市税完納証明書― 田辺市役所、各行政局で発行 〔市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等、すべての市税に未納がない旨の証明〕（備考欄に「ただし、徴収猶予中のものを除く」旨の文言があるものも可とする。） ※ 課税ゼロの場合は、その旨の証明が必要です。 ※ <u>田辺市では、納税証明を取得する際に本人確認のため運転免許証・保険証・マイナンバーカード（個人番号カード）等を提示していただく必要があります。代理人の方が来られる場合は、委任状と代理人の方の本人確認のための運転免許証・保険証・マイナンバーカード（個人番号カード）等が必要です。</u> ※ 金融機関窓口等で最近納付した市税がある場合は、その際の領収書を「完納証明」申請時にお持ちください。（金融機関等で納付した場合、市役所で反映されるまでに多少の時間を要することがあるためです。） （申請日以前3ヵ月以内に発行したものに限る。） ＜写し可＞
③納税証明書（国税）（税務署で発行） 法人税並びに消費税及び地方消費税の未納の税額がないことを証明するもの（様式「その3の3」） ※ 新型コロナウイルス感染症の影響等による徴収猶予等の措置を受けている場合においては、様式その1（過去3期分）及び納税の猶予許可通知書の写しをご提出ください。 ※ 課税事業者・免税事業者にかかわらず提出が必要です。 （申請日以前3ヵ月以内に発行したものに限る。） ＜写し可＞	③納税証明書（国税）（税務署で発行） 申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の未納の税額がないことを証明するもの（様式「その3の2」） ※ 新型コロナウイルス感染症の影響等による徴収猶予等の措置を受けている場合においては、様式その1（過去3期分）及び納税の猶予許可通知書の写しをご提出ください。 ※ 課税事業者・免税事業者にかかわらず提出が必要です。 （申請日以前3ヵ月以内に発行したものに限る。） ＜写し可＞

※平成 28 年 1 月から、国税の納税証明書交付請求時の本人確認方法が変更になっています。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/henkou.htm>

※③国税の納税証明書（税務署発行分）は、田辺市役所契約課又は郵送での申請の場合は、電子納税証明書（電子ファイル）での提出も可能です。（各行政局での申請の場合は、電子納税証明書（電子ファイル）では提出できません。書面の納税証明書を提出してください。）

電子納税証明書（電子ファイル）で提出される場合は、データを保存した CD を提出してください。（記録媒体は、CD でのみ受付可能です。他の媒体（フロッピーディスク、MO、USB メモリ等）や電子メールでは受付できませんので、ご注意ください。）

申請書を持参される場合は、受付後に CD を返却します。

申請書を郵送される場合で CD の返却を希望される場合は、返信用封筒を同封してください。

法人の場合	個人の場合
④印鑑証明書 (申請日以前 3 か月以内に発行したものに限る。) <写し可>	④印鑑証明書 (申請日以前 3 か月以内に発行したものに限る。) <写し可>
⑤登記簿謄本 (申請日以前 3 か月以内に発行したものに限る。) <写し可>	⑤身分証明書一本籍地の市町村役場で発行 ※ <u>田辺市では身分証明書を取得する際には、本人確認のため運転免許証・保険証・マイナンバーカード（個人番号カード）等を提示していただく必要があります。代理人の方が来られる場合は、委任状と代理人の方の本人確認のための運転免許証・保険証・マイナンバーカード（個人番号カード）等が必要です。</u> (申請日以前 3 か月以内に発行したものに限る。) <写し可>
⑥代理店証明、営業許可書等 (必要な場合のみ提出) <写し可>	⑥代理店証明、営業許可書等 (必要な場合のみ提出) <写し可>
⑦特定種目調書 (該当種目で登録を希望の場合は、必ず提出。) 調書名 営業種目コード ・ <u>建築物管理事業者調書</u> Z71～Z74 ・ <u>自動車整備事業者調書</u> Z75・Z76 ・ <u>浄化槽保守点検事業者調書(No.1. 2)</u> Z77 ・ <u>警備事業者調書</u> Z80 ・ <u>集団健康診査事業者調書</u> Z82	⑦特定種目調書 (該当種目で登録を希望の場合は、必ず提出。) 調書名 営業種目コード ・ <u>建築物管理事業者調書</u> Z71～Z74 ・ <u>自動車整備事業者調書</u> Z75・Z76 ・ <u>浄化槽保守点検事業者調書(No.1. 2)</u> Z77 ・ <u>警備事業者調書</u> Z80 ・ <u>集団健康診査事業者調書</u> Z82
⑧物品入札参加者等登録通知はがき [市指定様式] 63 円切手を貼付してください。(別紙参照) (登録通知はがきは契約課での登録作業が完了次第、3 月下旬に送付させていただきます。)	⑧物品入札参加者等登録通知はがき [市指定様式] 63 円切手を貼付してください。(別紙参照) (登録通知はがきは契約課での登録作業が完了次第、3 月下旬に送付させていただきます。)

法人の場合	個人の場合
【営業種目が役務・委託（Z**）で、田辺市内に本店（本社）を有し、新規で登録希望の業者】又は【営業種目が役務・委託（Z**）で、田辺市内に有する支店・営業所等で登録希望の業者（新規及び継続）】のみ ⑨事業所等の写真 建物の全景写真、掲示されている社名表示の写真、郵便受け・入口等の社名表示の写真 ※ 外部から、営業活動の場であることが確認できる必要があります。 ⑩事業所等の建物の権利を証する書類 自社所有の場合は、不動産登記簿の写又は固定資産評価証明書。賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写。 ※ 自社所有は、法人資産であること。役員社員等の個人所有は不可。賃貸借契約は居住用不可。契約者は、法人であること。 ⑪実績調書 官公庁から過去３年間に受注した主な契約実績 ※ 官公庁の契約実績がない場合でも、「契約実績なし」と記載の上、提出してください。	
【営業種目が役務・委託（Z**）で、田辺市内に有する支店・営業所等で登録希望の業者のみ】 ⑫ 田辺市内に支店・営業所等を設立・開設してから１年以上経過したことを確認できる書類 （法人市民税申告書の写し、法人設立・開設届出書の写し、登記事項証明書（支店・営業所等が登記されており、設置日が確認できる場合のみ）等） ＜写し可＞ 注）書類の提出がない場合又は提出された書類に疑義がある場合には、市外業者として取り扱います。 また、事業所等の状況等を確認するために、後日市が調査を行う場合がありますので、予めご了承ください。 （支店・営業所等で登録希望の業者で、田辺市内に支店・営業所等以外に本店（本社）を有し、その本店（本社）が既に登録済みの場合は、上記⑨～⑫の書類は不要です。）	

（注） １．提出書類のうち②～⑥、⑩、⑫については写しでも結構ですが、記載内容や印影などが不鮮明なものは不可とします。

2. ②の田辺市税完納証明書は、田辺市内に本店（本社）を有する場合又は田辺市内に受任営業所・支店等を有する法人の場合のみ必要です。
3. ③の国税の納税証明書については、本社のものとします。

【記載要領】

1. 記入は黒色のペン又はボールペンを使用し、楷書で、丁寧に記入してください。
ホームページの様式にパソコンで入力し、印刷していただいても結構です。
2. 印鑑・ゴム印等は鮮明に押印してください。
3. 登録申請書の提出に際しては、ファイリング等は不要です。
4. 郵便番号（7ケタ）は必ず記入してください。

【登録について】

1. この申請に基づく審査の結果、資格を有すると認めた場合は、田辺市物品入札参加者等登録名簿に登録します。※登録名簿は、情報公開の対象となります。
2. 登録の有効期間は、令和4年4月1日～令和7年3月31日ですが、不当な行為等があった場合は期間途中でも登録を抹消することがあります。
なお、登録されても全員が必ず入札に参加できるということではありません。

【その他】

1. 提出部数 → 1部
2. 郵送で送付される場合で受付票が必要な場合は、84円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

【物品入札参加者等登録通知はがき記入方法】

1. 「登録通知はがき様式」のファイルをダウンロードし、郵便はがき又は私製はがき（63 円切手を貼付すること）に印刷して使用してください。はがきに直接印刷することができない場合は、「登録通知はがき（切貼用）」を使用してください。
2. 表面には、郵便番号（7ケタ）、住所、商号・名称を記入してください。
3. 裏面の商号・名称、代表者氏名の欄にも必ず記入（いずれも会社の横判でも結構です。）してください。（委任先がある場合は、営業所等の名称、代表者名を記入）

<表 面>

63 円 切手	郵便番号
住所及び 商号・名称 様	
〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 契約課契約係 TEL(0739)26-9964(直通)	

<裏 面>

登録番号	
物品入札参加者等登録について（登録通知）	
商号・名称	委任先がある場合は 営業所名等を記入
代表者氏名	
田辺市物品入札参加者等登録規定により、貴社を 令和4・5・6年度物品入札参加者等登録名簿に登録したので通知します。（ただし、必ず入札に参加できるという意味ではありません） なお、申請書類の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく届けてください。	
【登録の有効期間】 令和4年4月1日～令和7年3月31日	
令和	年 月 日
田辺市長 真砂 充敏(公印省略)	

営業種目一覧表

営業種目				備 考
大分類		コード	小分類	
一般印刷物作成		A 01	一般印刷	冊子、チラシ、伝票印刷等
コンピュータ関連印刷		B 02	コンピュータ関連印刷	連続用紙印刷、偽造防止用紙印刷、IC カード作成等
コピーサービス		C 03	コピーサービス	図面青焼、大判コピー、マイクロフィルム作成等
文具・事務用品販売		D 04	文具・事務用品類	文具類、紙類等
教材・教具等販売		E 05	教材・教具類	掛図、ビデオソフト、実習・実験用器具、玩具、遊具等
書籍類販売		F 06	書籍類	一般図書、専門図書、雑誌等
楽器類販売		G 07	楽器類	ピアノ、オルガン等
体育用品類販売		H 08	体育用品類	各種スポーツ用品
事務用什器類販売		I 09	事務用スチール製品類	机、イス、ロッカー、保管庫等
家具・室内装飾品販売		J 10	家具類	家具、寝具等
		J 11	室内装飾品類	カーテン、ブラインド、カーペット、畳等
		J 12	テント、シート類	テント、シート類
看板・表示板作成		K 13	看板類作成	看板、表示板、欄断幕、旗等
		K 14	標識類	ナンバープレート、犬鑑札等製造
被服類販売		L 15	各種被服類	制服、作業服、雨具、手袋等
		L 16	履物類	長靴、安全靴等
時計・記念品等販売		M 17	時計・記念品類	時計、記念品、ギフト用品、販促用品等
写真材料販売		N 18	カメラ・フィルム類	カメラ、レンズ、フィルム等
消防・防災用品販売		O 19	消防・防災用品類	消防ホース、消防ポンプ、消防用装備、防災用品等
電化製品販売		P 20	電化製品類	テレビ、ビデオ、冷蔵庫、掃除機、業務用エアコン等
電気・通信機器販売		Q 21	一般事務用機器類	業務用コピー機、業務用ファックス、デジタル印刷機等
		Q 22	コンピュータ機器類	コンピュータ、周辺機器、市販ソフトウェア等
		Q 23	通信機器類	有線・無線機器、電話、放送機器類
医療器具・薬品販売		R 24	★医療用品類	滅菌器、健康検査器具
		R 25	★薬品類	医薬品、ワクチン、防疫薬剤
		R 41	医薬品以外の薬品類	工業用薬品等（登録や許可が必要な薬品の場合は登録証書を添付）
		R 26	福祉介護用品類	特殊ベッド、介護用品等
工作機械・産業機械類販売		S 27	農機具類	農業・園芸用機械器具類
		S 28	産業用機械類	建設機械類、工業用機械類、産業用機械類、重機類
石油ガス・厨房器具類販売		T 29	暖房器具類	石油・ガスストーブ
		T 30	厨房器具類	調理台、厨房用機械、業務用冷凍冷蔵庫等
		Y 40	厨房用具類（小物）	食器、ザル、スプーン、包丁、まな板等
燃料販売		U 31	★石油製品	ガソリン、軽油、A 重油、灯油、オイル等
		U 32	★ガス類他	プロパンガス等
二輪車販売・修理		V 33	二輪車販売・修理	単車、自転車
自動車販売		W 34	自動車販売	軽自動車、普通車、特殊自動車
原材料類		X 35	資材類	各種建材類等
その他（物品）		Y 36	ゴミ分別指定袋製造取扱	市指定ゴミ袋の製造納入
		Y 37	★計量器類	質量計等
		Y 38	日用雑貨類	雑貨類
		Y 39	大規模小売店舗	百貨店、スーパーマーケット、ホームセンター
		Y 69	その他の物品	（具体的に記載してください）
役務・委託	建築物管理業	Z 71	建築物清掃	ワックス掛け、ガラス拭き、じゅうたん清掃、便所清掃
		Z 72	★飲料水貯水槽清掃	貯水槽清掃、飲料水水質検査
		Z 73	★ねずみ、昆虫等の防除	ねずみ、昆虫等の防除
		Z 74	★建築物空気環境測定	建築物内の空気環境測定
	自動車整備	Z 75	★修理、車検	軽自動車、普通車、特殊自動車
		Z 76	板金・塗装	板金・塗装
	保守点検	Z 77	★浄化槽保守点検	浄化槽保守点検
		Z 78	電動シャッター保守点検	施設用大型電動シャッターの保守点検
		Z 79	自動ドア保守点検	施設用大型自動ドアの保守点検
	警備	Z 80	★警備	機械警備、常駐警備、雑踏警備
	環境測定	Z 81	★環境測定	大気、騒音、振動等（具体的に記載してください）
	集団健康診査	Z 82	★集団健康診査	血液検査、心電図測定その他
	リース・レンタル	Z 83	リース・レンタル	（取り扱う物品について具体的に記載してください）
	コンピュータシステム開発・保守・点検等	Z 97	コンピュータシステム開発・保守・点検等	コンピュータシステム開発・保守・点検等
	各種計画策定・各種調査	Z 98	各種計画策定・各種調査	各種計画策定・各種調査
	その他（役務・委託等）	Z 99	その他の役務・委託等	（具体的に記載してください。建設業法及び測量法で規定された業種（※小規模工事を除く。）を除きます。）

※★のついた小分類の種目は、登録申請時に許認可及び届出等に係る書類の提出が必要な業種です。

※Z71～Z77、Z80、Z82 については、特定種目調書を添付してください。